

指 定 通 所 介 護
指 定 第 1 号 通 所 介 護
札 幌 市 通 所 型 サービス

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 さくら会
さくら苑 デイサービスセンター

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 さくら会
- (2) 法人所在地 札幌市西区発寒17条3丁目4番30号
- (3) 電話番号 011-669-7000
- (4) 代表者氏名 理事長 朝倉 誠
- (5) 設立年月日 平成17年 7月29日

2. ご利用施設の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所

指定第1号通所介護事業所

札幌市通所型サービス事業所

(2) 事業所の目的

指定通所介護事業所は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービス及び介護予防通所及び札幌市通所型サービスを提供します。

(3) 事業所の名所

さくら苑 デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地

札幌市西区発寒17条3丁目4番30号

(5) 電話番号・FAX番号

(TEL) 011-669-8000 (FAX) 011-669-6060

(6) 管理者名

内野 幹夫

(7) 事業所の運営方針

常にお客様（利用者）第一主義による安心・安全なサービスを提供し、明るく家庭的な雰囲気の中で、お客様が可能な限り自立した生活を送れるように、サービスの専門性と高品質性が確保された、チームアプローチによる個々に合ったケアを行います。

(8) 開設年月日

平成18年 9月 1日

(9) 事業所の地域

札幌市西区

(10) 営業日及び開催日・利用時間

営業日	月 ～ 金	開催日	月 ～ 金
営業時間	8:00～17:30	サービス提供時間	9:30～15:35

(11) 休業日

土・日曜日、1月1日、1月2日、1月3日

(12) 利用定員

30名

(13) 事業実施地域

札幌市西区（平和、福井、小別沢、西野6条以北を除く）

札幌市手稲区（稲穂、星置、金山、道道手稲石狩線以北を除く）

札幌市北区（新川、新琴似のみ）

3. 職員の配置状況と勤務体制

当施設では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	業 務 内 容
管理者（センター長）	1 名	従業員の管理及び指定通所介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	1 名以上（常勤兼務可）	利用者又はそのご家族に対し相談、助言その他の援助を行う。
介護職員	2 名以上 （常勤または非常勤兼務可）	利用者の日常生活の支援及び適切な介護を行う。
看護職員	1 名以上 （機能訓練指導員兼務可）	利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
機能訓練指導員	1 名以上（常勤兼務可）	利用者に対し日常生活を営むに必要な機能改善又は減退の防止を行う。
管理栄養士	1 名 （特別養護老人ホームさくら苑・短期入所生活介護施設さくら苑・さくら苑デイサービスセンター兼務）	利用者に対し適切な栄養管理を行う

〈主な職種の配置状況〉

職 種	勤 務 体 制
管理者(センター長)	勤務時間： 8：30～17：30
介護職員	勤務時間： 8：00～17：00、8：30～17：30
生活相談員	勤務時間： 8：00～17：00、8：30～17：30
看護職員	勤務時間： 8：30～17：30
機能訓練指導員	勤務時間： 8：30～17：30
管理栄養士	勤務時間： 8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供するサービスについて

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金が全額をご契約者に負担いただく場合

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

①入浴

- ・入浴は利用日に行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄、移動

- ・排泄や移動の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎

〈送迎の範囲について〉

- ・利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とします。

〈他介護事業所利用者との同乗について〉

- ・介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とします。

- ・特殊車両により、車椅子を使用されている方も送迎することができます。

〈サービス利用料金（1回当たり）〉（契約書第7条参照）

別紙の料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

〈加算について〉

☆【入浴介助加算】

入浴介助加算（Ⅰ）…入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行う。

入浴介助加算（Ⅱ）…利用者が居宅（高齢者住宅を含む）において、自身で又は家族・訪問介護員の介助によって入浴できるようになる事を目的とし、以下のサービスを提供します。

○医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴可能と判断した場合、評価者は事業所に対し情報共有する（事業所外の者が評価する場合は書面等を活用する）

○機能訓練指導員等が共同して、医師等との連携の下、利用者の身体状況・居宅の浴室の環境等を踏まえた個別入浴計画を作成する。（通所介護計画書に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる）

○入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を実施する。

☆【個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロ】

個別機能訓練指導員のもと、利用者の身体機能の維持・向上に関する目標を設定の上、当該目標を達成するために訓練を行った場合は、ロ：76単位／日を加算します。

また、機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問したうえで個別機能訓練計画を作成し、3ヶ月毎に1回以上、居宅を訪問し利用者又は家族に訓練内容と計画の進捗状況を説明し内容の見直しを行います。機能訓練指導員が1名しか確保できない日がある場合、該当日を（Ⅰ）・ロに代えて（Ⅰ）・イ56単位／日で算定させていただきます。

☆【個別機能訓練加算Ⅱ】

科学的介護情報システムLIFEに情報提供する場合、加算（Ⅰ）に上乗せして20単位／月を算定いたします。

☆【運動器機能向上加算】

機能訓練指導員のもと、運動機能の向上を目的とした訓練を行った場合は225単位／月を加算します。

また、機能訓練指導員が運動器機能向上計画を作成したうえで、おおむね3か月に一度、計画の進捗状況を評価し見直しを行います。

☆【口腔機能向上加算】

口腔機能向上サービスの実施にあたって、口腔衛生の管理（口腔清掃の自立支援・摂食・嚥下機能等の向上支援）を行います。

口腔機能向上加算（Ⅰ）…科学的介護情報システムLIFEに情報提供しない場合。

要介護1～5	150単位／回	月2回まで
総合事業対象者・要支援1～2	150単位／回	月1回まで

口腔機能向上加算（Ⅱ）…科学的介護情報システムLIFEに情報提供する場合。

要介護1～5	160単位／回	月2回まで
総合事業対象者・要支援1～2	160単位／回	月1回まで

☆【送迎減算】

第1号事業及び札幌市通所型サービスにおいて、事業所と同一建物から通われる利用者様へ第1号事業及び札幌市通所型サービスを行った場合、所定単位数から減算します。減算内訳は、要支援1及び事業対象者（376単位/月）・要支援2（752単位/月）。

通所介護において、事業所と同一建物から通われる利用者様へ通所介護を行った場合、所定単位数から減算（94単位/日）します。また、事業所が送迎を行わない利用者様については、片道につき所定単位数から減算（47単位/日）します。

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合は契約終了となります。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供

- ・当事業所では、管理栄養士が作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

昼 食：12：00～13：00

②レクリエーション（行事）、クラブ活動費

ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお掛かる費用については実費負担をしていただくものがあります。外出行事に参加される場合も入場料や飲食代等、実費負担のものがあり事前にご説明いたします。

③送迎の実施地域以外の送迎料金

1kmあたり50円

④おむつ代 貸出分は利用料金と併せて請求させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（2）（3）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。施設サービスによる利用料のお支払いは当施設が毎月発行（毎月10日郵送）する請求書を確認のうえお支払いください。請求書が届き次第、下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 口座引き落とし

② 下記指定口座への振込み

口座番号 社会福祉法人さくら会 さくら苑デイサービスセンター
北洋銀行 円山公園支店 普通預金 4064069

さくら会では、事故防止のため、金融機関口座から自動引き落としをお願いしております。

自動引き落とし依頼書を記入していただいた後、手続きにお時間をいただいています。手続きが完了しましたら、請求書の口座引き落とし印でお知らせ致します。

(5) 利用の中止、変更、追加について（契約書8条参照）

・利用予定期間前に、ご契約者の都合により、利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

また、契約書 第二章 利用料金 第8条（利用の中止・変更・追加）1の2に該当する場合、キャンセル料が発生する事があります。

5. 豪雪地帯等で急な気象状況の悪化等があった場合の所要時間の取り扱いについて

現行の所要時間による区分の取扱いでは、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとします。

※上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当します。なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定します。

6. 虐待の防止について

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

〈高齢者虐待防止措置未実施減算〉

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(該当要件)

虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

7. 身体拘束について

- ・利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・事業者として、身体拘束をなくしていくための取組を積極的に行います。

〈緊急やむを得ない場合の対応〉

下記3つの条件をすべて満たす必要がある

- (1) 切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 業務継続計画（BCP）について

自然災害や感染症など不測の事態があつた場合でも、「重要な事業を中断させない」「中断しても可能な限り早い時間で復旧させる」ための体制を整備するという観点から策定をおこないます。

〈業務継続計画未実施減算〉

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(該当要件)

以下の基準に適合していない場合

- ・業務継続計画（BCP）を策定しています。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講じています。

9. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の担当窓口で受け付けます。尚、第三者委員にも直接苦情を申し出ることができます。また、施設内意見箱（正面玄関ロビーに設置）での受付も致しておりますのでご利用ください。

(1) 苦情受付窓口

- ・ 苦情受付担当者…生活相談員
- ・ 苦情解決責任者…管理者

○ 受付時間 毎週月～金曜日 8:30 ～ 17:30 TEL 011-669-8000

(2) 第三者委員

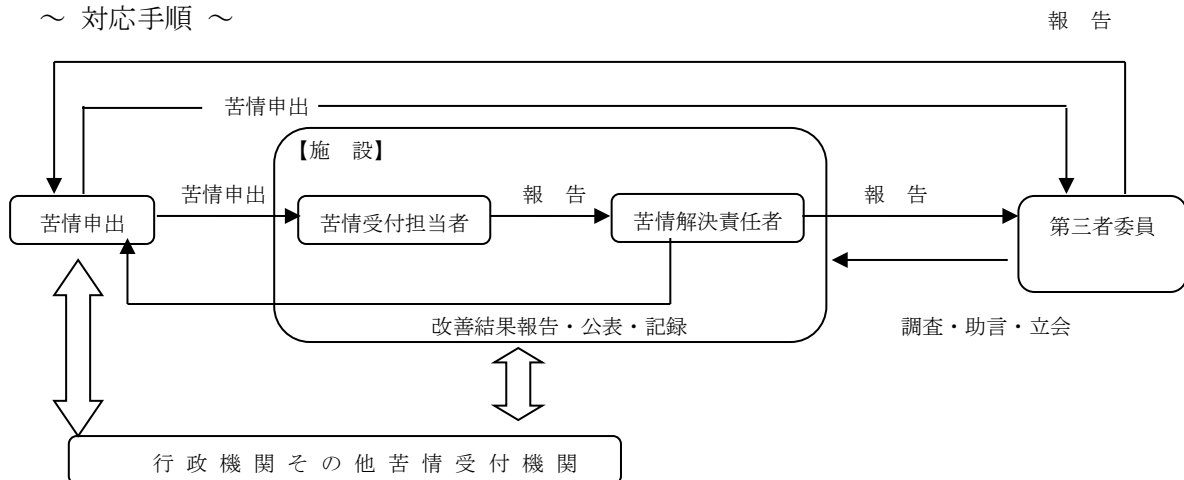
海 上 裕 佳 （連絡先：札幌整形外科 TEL 011-662-1118）

山 田 秀 樹 （連絡先：ノースウィンメディア（株） TEL 011-614-8211）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ①札幌市役所 | TEL 011-211-2547（介護保険課） |
| ②西区役所 | TEL 011-641-2400（保健福祉サービス課） |
| ③北海道国民健康保険団体連合会 | TEL 011-231-5161 |
| ④北海道福祉サービス運営適正化委員会 | TEL 011-204-6310 |

～ 対応手順 ～



(苦情解決の手順)

苦情解決の手順は、下記の通りとする。

(1) 利用者への周知

- ① 苦情解決責任者は、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組み等について周知する。

(2) 苦情の受付

- ① 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。受け付けた時は処理簿に記入して処理する
- ② 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面にて記録し、その内容について苦情申し出人に確認する

- ア 苦情の内容
 - イ 苦情申し出人の希望等
 - ウ 第三者委員への報告の要否
 - エ 苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立合の要否
- ③ ウ及びエが不要の場合は、苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る

（苦情受付の報告・確認）

- (3) 苦情受付担当者は、受付けた苦情は全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告するものとする。ただし、苦情申し出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く
- (4) 投書等、匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う
- (5) 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申し出人に対して報告を受けた旨を報告する

（苦情解決に向けての話し合い）

- (6) 苦情解決責任者は、苦情申し出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申し出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる
- (7) 第三者委員の立合いによる苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

（苦情解決の記録・報告）

第2条 苦情解決の記録・報告は、下記の通り行う

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申し出人に改善を約束した事項について、苦情申し出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する

（解決結果の公表）

第3条 法人は、利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し公表する。

10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに道、ご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡すると同時に、必要な措置を行います。
- (2) サービス提供にあたって利用者の生命・身体に損害を与えた場合には双方協議の上、その損害を賠償します。ただし、自らの責に帰すべき事由の場合には、この限りではありません。

さくら苑デイサービスセンター 利用料金表

令和 6 年 6 月 1 日 現在

1. 介護保険内のサービス利用料金

(1) 札幌市通所型サービス（事業対象者、要支援 1、要支援 2）の方の自己負担額

類型	区分	料金		
		事業対象者、要支援 1		
		1 割	2 割	3 割
時間短縮型	日額	約 338 円/回	約 677 円/回	約 1016 円/回
	月額	約 1355 円/月	約 2711 円/月	約 4067 円/月
通所介護相当型	日額	約 389 円/回	約 778 円/回	約 1168 円/回
	月額	約 1695 円/月	約 3390 円/月	約 5086 円/月

類型	区分	料金		
		要支援 2		
		1 割	2 割	3 割
時間短縮型	日額	約 346 円/回	約 693 円/回	約 1040 円/回
	月額	約 2780 円/月	約 5560 円/月	約 8341 円/月
通所介護相当型	日額	約 400 円/回	約 801 円/回	約 1201 円/回
	月額	約 3475 円/月	約 6951 円/月	約 10427 円/月

(2) 通所介護（要介護 1～5）の方の自己負担

要介護度	料金（時間短縮型）		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	約 375 円/日	約 750 円/日	約 1125 円/日
要介護 2	約 428 円/日	約 857 円/日	約 1286 円/日
要介護 3	約 485 円/日	約 971 円/日	約 1457 円/日
要介護 4	約 540 円/日	約 1080 円/日	約 1621 円/日
要介護 5	約 596 円/日	約 1192 円/日	約 1788 円/日

要介護度	料金（通所介護相当型）		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	約 592 円/日	約 1184 円/日	約 1776 円/日
要介護 2	約 698 円/日	約 1397 円/日	約 2095 円/日
要介護 3	約 807 円/日	約 1614 円/日	約 2421 円/日
要介護 4	約 913 円/日	約 1827 円/日	約 2740 円/日
要介護 5	約 1022 円/日	約 2044 円/日	約 3066 円/日

(3) 通所介護（要介護 1～5）の方の各種加算の自己負担

	料金		
	1 割	2 割	3 割
個別機能訓練加算Ⅰ 1	約 5 6 円/日	約 1 1 3 円/日	約 1 7 0 円/日
個別機能訓練加算Ⅰ 2	約 7 7 円/日	約 1 5 4 円/日	約 2 3 1 円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	約 2 0 円/月	約 4 0 円/月	約 6 0 円/月
入浴介助加算Ⅰ	約 4 0 円/日	約 8 1 円/日	約 1 2 1 円/日
入浴介助加算Ⅱ	約 5 5 円/日	約 1 1 1 円/日	約 1 6 7 円/日
口腔機能向上加算Ⅰ	約 1 5 2 円/回	約 3 0 4 円/回	約 4 5 6 円/回
口腔機能向上加算Ⅱ	約 1 6 2 円/回	約 3 2 4 円/回	約 4 8 6 円/回
科学的介護推進体制加算	約 4 0 円/月	約 8 1 円/月	約 1 2 1 円/月

(4) 札幌市通所型サービス（事業対象者、要支援 1、要支援 2）の方の各種加算の自己負担

	料金		
	1 割	2 割	3 割
運動器機能向上加算	約 2 2 8 円/月	約 4 5 6 円/月	約 6 8 4 円/月
口腔機能向上加算Ⅰ	約 1 5 2 円/回	約 3 0 4 円/回	約 4 5 6 円/回
口腔機能向上加算Ⅱ	約 1 6 2 円/回	約 3 2 4 円/回	約 4 8 6 円/回
科学的介護推進体制加算	約 4 0 円/月	約 8 1 円/月	約 1 2 1 円/月

(5) 通所介護（要介護 1～5）の方の減算対象項目

送迎減算	
減算対象	料金
片道	約 48 円/日
往復又は同一建物からの利用	約 96 円/日

(事業対象者、要支援 1、要支援 2)の方の減算対象項目

送迎減算	
減算対象	料金
同一建物からの利用 (事業対象者・要支援 1)	約 381 円/月
同一建物からの利用 (要支援 2)	約 762 円/月

（６）通所介護（要介護 1～5）札幌市通所型サービス（事業対象者、要支援 1、要支援 2）の方共通加算の自己負担

共通加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の 9.0%
------	--------------	------------

介護職員等処遇改善加算Ⅱは、1 ヶ月に利用した総単位数（要介護度別サービス単位数＋各種加算単位数）×0.090（加算率）×10.14 円が全利用者様に一律負担となります。

※1 介護報酬 1 単位当たりの単価は、10.14 円です。

※2 端数計算処理により、料金が実際の料金と一部、変動がある場合があります。

2. その他

（１）薬ケース

1 ケース当たり	27 円
----------	------

（２）食費負担額

食費（1 食）	635 円
---------	-------

ただし、ご利用日の午前 9 時 30 分までに食事不要の連絡をいただいた場合、食費はいただきません。

（３）おむつ代

紙おむつ（パンツタイプ）	1 枚	65 円
紙おむつ（テープタイプ）	1 枚	70 円
パット	1 枚	25 円

（４）連絡帳・連絡帳袋

連絡帳	1 冊	60 円
連絡帳袋	1 袋	108 円

（５）レクリエーションに係る費用等は自己負担となる場合があります。

（６）絆創膏、ガーゼなどの医療品については、担当看護師が必要と判断した場合に使用し、その実費をいただく場合があります。

（７）送迎実施地域以外の送迎は、1 km あたり 50 円ご負担頂きます。

詳しくは生活相談員にお尋ねください。

通所介護サービス及び第1号事業及び札幌市通所型サービスの提供開始に際し、本書面に基づきサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所	住 所	札幌市西区発寒17条3丁目4番30号		
	氏 名	社会福祉法人さくら会 さくら苑デイサービスセンター		
	代表者	管 理 者 内 野 幹 夫		印
	説明者			印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービス及び札幌市通所型サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住 所			印
	氏 名			

ご家族	住 所				印
	氏 名		契約者 との関係		

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

